

医療法人設立の手引き
(社団たる医療法人)

2025年4月改訂版
神奈川県

I 医療法人制度の概要

1 医療法人の種類及び性格

医療法では、医療機関が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、医業の永続性を確保するとともに、資金の集積を容易にし、医療の普及向上を図ることを目的として医療法人制度を設けています。

医療法人は、病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設することを主たる目的として、医療法の規定により設立された法人のことをいい、社団たる医療法人と財団たる医療法人の二つの形態があります。（医療法第 39 条）

社団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的とした人の集合体に法人格が付与されたものです。法人の資産は、抛出又は寄附からなります。

なお、平成 19 年 4 月の医療法改正により、持分の定めのある法人は設立できなくなりました。

財団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的として寄附された財産に法人格が付与されたものです。

医療法人は、公益法人でも営利法人でもなく、いわば両者の中間的性格を持つ、医療法による特別法人であるといえます。

2 一人医師医療法人制度

昭和 60 年 12 月の医療法改正により、医師又は歯科医師が一人又は二人常時勤務する診療所を開設する小規模な診療所にも法人化の道が開かれました。これがいわゆる「一人医師医療法人制度」です。

この制度は、医療経営と家計、医業所得と給与所得を分離することにより、診療所経営の合理化や組織の適正化を図ることを目的とした制度で、基本的には従来の医療法人と全く同じ制度のものです。

社員や役員が一人で良いとする制度ではないのでご注意ください。

3 設立認可の申請

医療法人を設立するには、知事の認可が必要です。（医療法第 44 条）

医療法人を設立しようとする場合は、医療法人設立認可申請書に必要な関係書類を添えて、設立代表者名で知事あて申請することが必要です。

※本手引きでは、社団たる医療法人を設立する場合の手続きを記載しています。

4 資産要件

医療法人の土地、建物等は、法人の所有であることが望ましいですが、賃貸借契約による場合でもその契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものである場合には差し支えありません。

新たに診療所を開設するために一人医師医療法人を設立する場合及び経営実績が2年未満で一人医師医療法人を設立する場合には、2箇月以上の運転資金を有することが必要です。

5 基金

平成 19 年 4 月から、持分の定めのない社団たる医療法人は、資金の調達手段として、基金制度を採用することができるようになりました。(医療法施行規則第 30 条の 37 及び第 30 条の 38)

基金とは、上記法人の設立等にあたり拠出された金銭その他の財産であって、法人が拠出者に対して、双方の合意の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務)を負うものです。

基金に関する手続きの概要は、次のとおりです。

- (1) 基金を引き受ける者の募集をするにあたり、基金の拠出者の権利に関する規定及び基金の返還の手続きを定款で定める必要があります。なお、基金の返還に係る債権には、利息を付することができません。
- (2) 基金の返還は定時社員総会の決議によって行わなければなりません。

なお、返還する場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として貸借対照表上の純資産の部に計上しなければなりません。また、代替基金は取り崩すことはできません。

なお、基金制度の詳細については、厚生労働省通知「医療法人の基金について(平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330051 号)」を参照してください。

6 医療法人の業務範囲

医療法人は、本来業務（その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務）に支障のない限り、定款の定めるところにより、次に掲げる附帯業務の全部又は一部を行うことができます。（医療法第42条各号）（厚生労働省通知「医療法人の附帯業務について（平成19年3月30日付け医政発第0330053号）」）

- (1) 医療関係者の養成又は再教育
- (2) 医学又は歯学に関する研究所の設置
- (3) 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設
- (4) 疾病予防のために有酸素運動（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。）を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防運動施設）
- (5) 疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置（疾病予防温泉利用施設）
- (6) 保健衛生に関する業務（保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務又は国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する業務に限られています。）
- (7) 社会福祉法第2条第2項及び第3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施
- (8) 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

なお、収益業務（厚生労働大臣が定める業務）については社会医療法人以外できません。

7 定款

定款は、社団たる医療法人の組織、運営等に関する基本を定めたものです。定款には、次の事項を定めなければなりません。（医療法第44条）

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設場所
- (4) 事務所の所在地
- (5) 資産及び会計に関する規定
- (6) 役員に関する規定

- (7) 理事会に関する規定
- (8) 社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定
- (9) 解散に関する規定
- (10) 定款の変更に関する規定
- (11) 公告の方法
- (12) 医療法人設立当初の役員

※ 本手引き内の定款例を参考に作成してください。

なお、定款を変更する場合には知事の認可が必要です。定款を変更しようとする場合には医療法人定款変更認可申請書に、必要な書類を添えて申請してください。

8 設立総会

社団たる医療法人を設立するには、あらかじめ設立総会を開催し、次に掲げる事項を審議し、決定しなければなりません。

- (1) 医療法人の設立の趣旨承認
- (2) 社員の確認
- (3) 定款の承認
- (4) 抛出(寄附)申込み及び設立時の財産目録の承認
- (5) 役員及び管理者の選任
- (6) 設立代表者の選任
- (7) 診療所の土地、建物等を賃借する場合の契約の承認
- (8) 医療機器等のリース契約引継の承認
- (9) 初年度及び次年度分の事業計画及び収支予算の承認
- (10) その他の必要事項

設立総会の議事については、議事の概要を議事録として作成し、確実に保存しなければなりません。

※ 本手引き内にある設立総会議事録(例)(様式⑱)を参考にして下さい。

9 運営機関

社団たる医療法人の運営機関には、法人の意思決定機関である「社員総会」、執行機関である「理事会」並びに監査機関である「監事」があります。社員総会及び理事会の議事については厚生労働省令に定める事項を内容とする議事録を作成し、会議の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

詳細は、社員総会については「11 社員総会」を、理事会については「15 理事会」を、監事については「16 監事」をご覧ください。

10 社員

社団たる医療法人は複数の人が集まって構成された団体であり、その構成員のことを社員と呼びます。従業員とは異なります。

社員は社員総会という合議体の構成員となる為、原則として3人以上必要です。

社員は社員総会において法人運営にあたっての重要事項について議決権及び選挙権を行使するため、実質的に法人の意思決定に関われない者を名目的に社員として選任することは認められません。

社員の入社については、社員総会で承認を得ることが必要です。また、その退社については定款で定める手続きを経ることとされています。

社団たる医療法人は社員名簿を据え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加える必要があります。

11 社員総会

社団たる医療法人の運営機関の一つとして社員総会があります。

社員総会は、社員をもって構成する法人の最高意思決定機関であり、次の事項は社員総会の議決を経なければなりません。

- (1) 定款の変更
- (2) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (3) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (4) 重要な資産の処分
- (5) 借入金額の最高限度の決定
- (6) 社員の入社及び除名
- (7) 本社の解散
- (8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定
- (9) その他重要な事項

なお、後述する理事及び監事は、社員総会に出席し、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければなりません。(医療法第46条の3の4)

12 役員数

医療法人は、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置くことが原則です。(医療法第46条の5)

13 理事

医療法人の理事は、理事会の構成員として、医療法人の業務執行に係る決定に参画します。

また、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実にその職務を行う義務、法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときの監事への報告義務などが課せられ、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがあります。

なお、知事の認可を受けた場合を除き、医療機関の管理者は必ず理事に加えなければなりません。(医療法第46条の5)

(1) 理事の義務等(主なもの)

- ・ 忠実義務(法令、定款、社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務)
- ・ 善管注意義務(民法の委任の規定に基づく善良な管理者の注意義務)
- ・ 競業及び利益相反取引の制限(①自己又は第三者のためにする医療法人の事業の部類に属する取引、②自己又は第三者のためにする医療法人との取引、③医療法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間における医療法人と当該理事との利益が相反する取引、を行う場合には理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けること及び取引後にその報告が必要)
- ・ 社員総会における説明・報告義務(社員から説明又は報告を求められたとき)
- ・ 監事に対する報告義務(法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき)

(2) 理事の責任(主なもの)

- ・ 法人に対する損害賠償責任(任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任)
- ・ 第三者に対する損害賠償責任(職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任)

14 理事長

医療法人の理事のうち、1人は理事長とし、医師又は歯科医師のうちから選出しなければなりません。

医療法人を代表する者は、理事長のみであり、理事長以外の理事には代表権はありません。

理事長は、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。(医療法第46条の6の2)

理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する義務があります。(定款に定めた場合は、毎事業年度2回以上(4箇月を超える間隔)に緩和することが可能)

15 理事会

理事会は、すべての理事で組織し、次に掲げる職務を行います。

- (1) 本社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定
- (8) その他定款に定める事項

16 監事

監事は、当該医療法人の理事又は法人の職員を兼ねることは認められません。(医療法第46条の5第8項)

監事の職務の重要性に鑑み、実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されることなく、法人運営を含む財務諸表の監査を客観的に行える者を選任することが必要です。

※参考：厚生労働省通知「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について（平成2年3月1日付け健政発第110号）」
「医療法人運営管理指導要綱」I 組織運営 2 役員 (6) 監事
1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。

監事の職務は次のとおりです。(医療法第 46 条の 8)

- (1) 医療法人の業務を監査すること
- (2) 医療法人の財産の状況を監査すること
- (3) 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会及び理事会に提出すること
- (4) 上記(1)又は(2)による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを知事、社員総会又は理事会に報告すること
- (5) 上記(4)の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること (医療法第 46 条の 8 の 2)

なお、職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います。また、監査報告に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載の場合も同様です。(医療法第 48 条)

17 役員の欠格事由

次のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることはできません。(医療法第 46 条の 5 第 5 項において準用する第 46 条の 4 第 2 項)

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- (3) (2)に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

また、医療法人の非営利性の観点から、医療法人との間に取引関係のある営利法人の役員が、医療法人の役員に就任することは原則として認められません。(厚生労働省通知「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について(平成 5 年 2 月 3 日付け総第 5 号・指第 9 号)」)

18 会計年度と決算

医療法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものを原則としますが、定款により、各法人において、任意の1年を定めることができます。(医療法第53条)

医療法人は、適時に、正確な会計帳簿を作成し、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければなりません。(医療法第50条の2)

そして、医療法人は、毎会計年度の終了後2月以内に事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者(理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者)との取引の状況に関する報告書)を作成し、監事の監査、理事会及び社員総会の承認を経て、3月以内に知事に事業報告書等及び監事が作成した監査報告書を届け出なければなりません。また、同じく会計年度の終了後3月以内に知事に開設する病院又は診療所ごとの経営情報の報告を提出しなければなりません。(医療法第69条の2第2項)なお、事業報告書等は、監事の監査を受け理事会の承認を受けた後、監事が作成した監査報告書とともに社員総会の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く必要があります。さらに、医療法人は、貸借対照表及び損益計算書を作成した時から10年間、保存する義務があります。(医療法第51条、第51条の2、第51条の4及び第52条)

※知事に届け出る書類は次のとおりです。

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 関係事業者との取引の状況に関する報告書(厚生労働省令で定める取引に該当する場合)
- (6) 監事の監査報告書
- (7) 開設する病院又は診療所ごとの経営情報の報告

また、事業報告書等、監事の監査報告書及び定款は、主たる事務所に備えて置き、社員又は債権者からの請求があれば、正当な理由がある場合を除き、当該事務所において閲覧させなければなりません。(医療法第51条の4)

なお、上記の届出があった書類と定款については、県民等から請求があれば、都道府県知事はこれを閲覧させなければならないと定められています。(医療法第52条第2項)

閲覧の対象は、事業報告書等及び監事の監査報告書については、過去3年間に届けられたもの、定款については、現存するものとなります。

◎決算に係る定時社員総会スケジュールの参考例(4月から翌年3月決算の場合)

法人税の確定申告期限との関係から、毎会計年度の終了後2月以内に定時社員総会を開催するケースを例としています。

3月31日	会計年度末		
4月1日	新会計年度開始	決算関係書類・事業報告書等の作成 ・医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書)を作成	
4月23日	監事へ事業報告書等を提出し、監事の監査を受ける 監事による監査報告書の提出 ・監事は、事業報告書等を受領した日から4週間を経過した日又は理事及び監事が合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告書を社員総会及び理事会に提出	↑	最大 4 週間
5月14日	理事会招集通知の発出 ・上記期間の間に、スケジュール調整など会議開催に向けた作業 ・理事会招集権者が、理事会の日の1週間前までに理事会招集通知を発出	↓	
5月22日	理事会開催 (過半数の理事と監事が出席) ・監事の監査を受けた事業報告書等の承認 理事会の承認を受けた事業報告書などの備え置き ・社員総会の日の1週間前までに、事業報告書等と監事の監査報告書を主たる事務所に備え置く	↑	1 週 間
5月22日	社員総会召集通知の発出 ・理事長は社員総会の1週間前までに、理事会の承認を受けた事業報告書などとともにより社員総会召集通知を発出	↓	
5月30日	定時社員総会開催 (総社員数の過半数が出席) ・貸借対照表及び損益計算書の承認 ・前記を除く事業報告書等及び監事報告書の報告		
6月中	知事に事業報告書等を届出 ・知事に事業報告書等届を提出 法務局への登記申請 ・毎事業年度末から3月以内に変更登記 知事に医療法人登記事項届を届出 ・登記後、知事に医療法人登記事項届を提出		

※参考：負債50億円以上又は収益70億円以上など厚生労働省令で定める基準に該当する一定規模以上の医療法人は、厚生労働省令で定める医療法人会計基準に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等による監査、公告を実施しなければなりません。(医療法第51条、第51条の3)

19 賃貸借契約の引継ぎ

土地、建物は、医療法人の所有であることが望ましいですが、個人が開業医として賃借していた診療所の土地、建物、医療機械器具等を医療法人が、引き続き賃借することは差し支えありません。なお、この場合は、土地、建物又は医療機械器具等の所有者の承認が必要です。

また、個人開業医と土地、建物の所有者との賃貸借契約を終了させ、新たに医療法人と所有者との賃貸借契約を締結させる必要があり、この契約は長期間にわたるものであり、かつ、確実なものであることを要します。この賃貸借契約書は、法人設立認可申請の際の添付書類の一つになります。

なお、個人開業医が所有者（甲）から賃借していた土地、建物又は医療機械器具等については、新たに賃借人（乙）を医療法人〇〇会 設立代表者□□□□と表示した覚書又は賃貸借契約を締結し、特約事項として「本契約は、神奈川県知事に申請中の医療法人の設立登記された日をもって発効するものとし、同法人設立のうへは乙の表示は、医療法人〇〇会 理事長□□□□（主たる事務所の所在地を記載）と読み替えるものとする。」を加えておく必要があります。

20 設立登記

医療法人は、法務局へ設立登記しなければ成立しません。（医療法第 46 条）

従って、医療法人設立認可があれば、出資の払込みその他設立に必要な手続きが終了した日から 2 週間以内に主たる事務所を管轄する法務局に、理事長が登記の申請をしなければなりません。（組合等登記令第 2 条）

さらに設立登記後は、設立登記を行ったことを「医療法人登記事項届」により神奈川県知事へ提出してください。（医療法施行令第 5 条の 12）

- (1) 目的及び業務
- (2) 名 称
- (3) 事務所の所在場所
- (4) 理事長の住所及び氏名
- (5) 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- (6) 資産の総額（純資産額）

また、設立登記申請書類の添付書類は、次のとおりです。（組合等登記令第 16 条）

- (1) 定 款
- (2) 理事長の資格を証する書面(就任承諾書)
- (3) 設立認可書

- (4) 資産の総額を証する書類(財産目録)
 - (5) 代理人によって申請する場合には、その権限を証する書面
- なお、設立登記の際に、理事長の印鑑を同時に法務局へ届け出る必要があります。

21 剰余金の配当の禁止

医療法人は、剰余金の配当が禁止されています。(医療法第 54 条)

従って、収益を生じた場合には、施設の整備、法人職員の待遇改善等に充てるほかは積立金として留保しなければなりません。

また、配当ではないが、事実上利益の分配とみられる行為も禁止されています。それらにあたるとされる行為は次のようなものです。

※参考:配当類似行為の例

近隣の土地建物の賃借料と比較して、著しく高額な賃借料の設定

病院等の収入等に応じた定率賃借料の設定

病院等の本来業務や附帯業務以外の不動産賃貸業

役員等への不当な利益の供与

等

なお、理事、監事の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益)について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定めることとされています。

22 解散及び残余財産の処分

医療法人は次に掲げる事由により解散します。(医療法第 55 条)

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 他の医療法人との合併
- (4) 社員の欠亡
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し
- (7) 定款をもって定めた解散事由の発生

なお、解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほかは、定款の定めるところにより、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であ

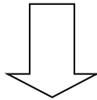
って省令で定めるもののうちから選定した者に帰属します。(医療法第 44 条第 5 項)

また、解散の事由（上記(1) (2)）によっては知事の認可を受けなければ、解散の効力は生じません。なお、この場合知事はあらかじめ医療審議会の意見を聴くことになっています。(医療法第 55 条第 7 項)

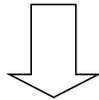
Ⅱ 医療法人設立手続きの流れ

設立認可申請の流れについて

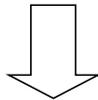
医療法人設立認可申請書準備
(申請書素案作成、設立総会開催等)



医療法人設立認可申請書(素案)
の作成、提出



事前審査



医療法人設立認可申請
(本申請)

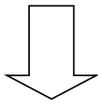
※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市に主たる事務所を設ける場合は各市へ申請を行い、認可を受けてください。なお、各市長あて申請の場合は、各様式の「神奈川県知事」の部分はすべて「〇〇市長」としてください

※これ以降、神奈川県への申請についての記載となります。

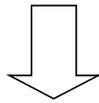
※この時点では押印等は不要です。
※1部提出してください。

※詳細なスケジュールはホームページをご覧ください。
※基本的には電話やメールによるやり取りとなります。

※県担当者の指示を受けた後、押印済みの書類を3部(正本1部、副本2部)提出してください。
※提出書類の詳細については「IV医療法人設立認可必要書類」をご確認ください。
※場合により書類の修正等をお願いする場合があります。

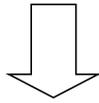


神奈川県医療審議会へ諮問



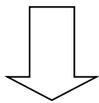
設立認可書の交付、受領

※認可書は直渡しとさせていただいております。印鑑を持参の上、ご来庁ください。(サインでも可)



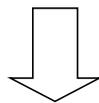
設立登記申請書を法務局に提出

※認可を受けた後、法務局に設立登記をしてください。(医療法第43条第1項)



医療法人登記事項届、登記済みの履歴事項全部証明書及び定款(理事長による原本証明が必要)を県医療企画課に提出

※登記完了後、遅滞なく設立登記を行ったことの届(医療法人登記事項届)を神奈川県知事に提出してください。(医療法施行令第5条の12)
※添付する履歴事項全部証明書については原本を送付してください。

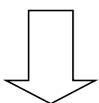


----- (注) -----

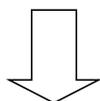
診療所等開設許可申請書を所管の保健所、保健福祉事務所に提出

※登記完了後、速やかに開設許可申請書を提出し、入院設備を有する場合は、病床設置許可申請書および構造設備使用許可申請書を診療所所在地の保健所等に提出し、許可を受けてください。

※なお、入院設備を有する場合は他に必要な手続きがある場合がありますので、保健所等にお問合せください。

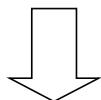


開設許可書の交付、受領



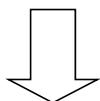
開設届の提出

※開設届を診療所所在地の保健所に提出してください。(医療法施行令第4条の2)

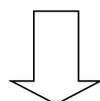


保険医療機関指定関係書類を
関東信越厚生局神奈川事業所
(神奈川県内で開設する場合)へ提出

※保険医療機関の指定を受ける場合は、関東信越厚生局神奈川事務所で手続きを行ってください。



保険医療機関指定通知書の交付、受領



保険診療の開始

※二重破線(注)以降の手続きについては、医療法人設立関係以外の事務になります。不明点等がございましたら各所管の保健所等へお問合せください。

※上記は神奈川県が提出先の法人の流れです。横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市に主たる事務所を設ける場合は手続きの流れや必要書類が異なる場合がありますので、詳細については、提出先の各市までお問合せいただきますようお願いいたします。

1 設立認可申請書類の提出先について

医療法人の設立認可等については医療法により都道府県知事の事務とされていますが、神奈川県ではこの事務を横浜市長、川崎市長、相模原市長及び横須賀市長に移譲しています。

このため、医療法人の主たる事務所の所在地や開設する医療施設の所在地により、申請書等の提出先が異なります。

※ 本手引書は神奈川県内の横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市以外の地域において医療施設を一ヵ所開設する医療法人を設立する場合を中心に記述しております。それ以外の医療法人を設立しようとする場合は次の区分により本書の記載事項を読み替えてください。

・ 横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の各市内においてのみ医療施設を開設する場合

提出先は各市になりますので、次のとおり読み替え、各市の担当部署あてに提出してください。

(提出書類の詳細等については、各担当部署にご確認ください。)

神奈川県知事 → 各市長

医療企画課 → (横浜市の場合)

横浜市医療局健康安全部医療安全課

(川崎市の場合)

川崎市健康福祉局保健医療政策部医事・薬事担当

(相模原市の場合)

相模原市健康福祉局保健衛生部地域保健課

(横須賀市の場合)

横須賀市民生局健康部保健所企画課

・ 横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を含む県内の二以上の市町村域において医療施設を開設する場合(例：横浜市と横須賀市で開設し、法人化)

提出先は神奈川県になりますので読み替えは不要です。

提出先 → 神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課

・ 横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市以外の県内の市町村域において医療施設を開設する場合(例：平塚市で開設し、法人化)

提出先は神奈川県になりますので読み替えは不要です。

提出先 → 神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課

2 設立認可申請書類の作成について

(1) 設立認可申請書

医療法人を設立しようとする場合は、「医療法人設立認可申請書」に必要事項を記入し、添付書類を添えて設立代表者名で、神奈川県知事あて申請することが必要です。

(2) 設立認可申請書類作成上の注意

- ① 用紙は、A4判を縦にして左横書き、左とじとします。
- ② 書類はなるべく、様式を県ホームページからダウンロードの上、Word によって作成してください。
- ③ 設立認可申請書の最上部（かがみ）に表紙をつけないようにしてください。
- ④ 設立認可申請書は、設立代表者名で作成し、住所は設立代表者個人の住所にしてください。（神奈川県内在住の場合は市名から、県外在住の場合は県名から記載してください。）
- ⑤ 設立総会議事録については、全頁に設立者全員の割印が必要です。また、A4判より小さい添付書類は、台紙に貼っていただき、台紙との間に設立者全員の割印を押してください。
- ⑥ 申請書正本1部及び副本2部は、県担当者の指示を受けてから提出してください。正本については原本証明されているもの以外は全て原本（医師（歯科医師）免許証、不動産賃貸借契約書、リース契約書等は写しで結構です。）とし、2穴ひも綴じにしてください。
なお、副本については正本の写しで差し支えありません。（正本と副本で両面印刷・片面印刷の差異や拡大・縮小コピーの差異が生じないようにしてください。）
- ⑦ 申請者の了解のもとに小訂正をすることがありますので、書類の各頁の上部余白にその書類の記名者（定款及び設立総会議事録は設立者全員、その他のものは設立代表者）の捺印をしておくとう便利です。

なお、捺印、捨印及び割印は全て個人の実印でします。

3 必要書類

申請に当たって必要な書類は次のとおりです。

- 1 医療法人設立認可申請書
- 2 定 款
- 3 設立趣意書
- 4 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
- 5 財産目録の証明書類
- 6 開設しようとする診療所の概要
- 7 管理者就任承諾書
- 8 管理者となるものの医師（歯科医師）免許証（写）
- 9 役員となるものの役員就任承諾書、履歴書、印鑑登録証明書
- 10 社員及び役員の名簿
- 11 委任状
- 12 設立総会議事録
- 13 設立後2（3）年間の事業計画
- 14 設立後2（3）年間の予算書及び予算明細書
（※実期間が1年6箇月未満の場合は、3年度分の事業計画及び予算書）
- 15 設立代表者の原本証明

※ 書類によっては、さらに詳細な書類の添付が必要になります。
詳細は「IV 医療法人設立認可必要書類」をご確認ください。

4 注意事項

※社員・役員について

原則として、拠出(寄附)は1名以上、社員は3名以上とし、役員については、医療法人と関係のある特定の営利法人の役員と兼務しないようにしてください。

※不動産等を拠出(寄附)する場合について

土地・建物等を拠出(寄附)される場合には、これを基本財産とすることが望まれます。このため、定款に次の条項を挿入する必要があります。

(基本財産)

第11条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) ……
- (2) ……
- (3) ……

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由がある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

(以下1条ずつ繰り下げる)

(議決事項)

第23条 次の事項は社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む)
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更

(以下、1号ずつ繰り下げる)

Ⅲ 医療法人設立認可必要書類

設立認可申請の際の必要書類一覧

必要書類	押印	様式 番号	該当 ページ	注意事項 基準日等
1 医療法人設立認可申請書		①	27	日付は空欄にしておいてください。
2 定款			28	
3 設立趣意書		②	38	日付は設立総会の開催日です。
4 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録				
イ 設立時の財産目録		③	39	
ロ 設立時の財産目録の明細書		④	40	証明日は設立総会の開催日です。
ハ 設立時の負債内訳書		⑤	42	借入のうちから執行し、引き継ぐものは領収書を添付してください。
5 財産目録の証明書類				
イ 不動産及びその他の固定資産の評価書				
ロ 銀行等の預金残高証明書				
ハ 診療報酬等の決定通知書				
ニ 負債残高証明及び債務引継承認願(借入金)		⑥	45	宛名と証明者は同一にしてください。
ホ 負債残高証明及び債務引継承認願(リース物件)		⑦	46	宛名と証明者は同一にしてください。
ヘ リース契約引継承認願		⑧	47	宛名と証明者は同一にしてください。
6 開設しようとする診療所の概要		⑨⑩	48,49	
イ 開設しようとする診療所の概要				
ロ 敷地図(公図)、周辺図				
ハ 平面図				ビル内の場合はフロア図も必要です。
ニ 土地の登記事項証明書				法人が役員土地を貸借する場合、又は土地を抛出し、法人が土地を所有することとなる場合に必要です。
ホ 土地の賃貸借契約書(写)				法人が役員土地を貸借する場合に必要です。
ヘ 建物の登記事項証明書				
ト 建物の賃貸借契約書(写)				転貸借の場合、所有者と賃貸人の原契約書、所有者の転貸借への同意が分かる書類が必要です。
チ 覚書		⑪	51	
リ 近傍類似		⑫	52	法人が役員土地建物等を貸借する場合に必要です。

(次頁に続く)

7 管理者就任承諾書	要	⑬	53	
8 管理者となるものの医師（歯科医師）免許証（写）				
9 役員及び社員となるものの役員就任承諾書（非役員の社員は、役員就任承諾書は不要）、履歴書、印鑑登録証明書	要	⑭⑮	54,55	日付は設立総会の開催日です。
10 役員及び社員の名簿		⑯	56	日付は設立総会の開催日です。
11 委任状	要	⑰	57	
12 設立総会議事録	要	⑱	58	本申請の際は割印が必要です。
13 設立後2（3）年間の事業計画		⑲	62	実期間が1年6箇月未満の場合、3年度分必要です。
14 設立後2（3）年間の予算書及び予算明細書		⑳	63	実期間が1年6箇月未満の場合、3年度分必要です。
15 設立代表者の原本証明	要	㉑	67	日付は空欄にしておいてください。

IV 各種設立申請樣式

第32号様式（第25条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

医療法人設立認可申請書

年 月 日

神奈川県知事〇〇 〇〇 殿

住 所

設 立 者
(設立代表者)

氏 名 (ふりがな)

医療法第44条第1項の規定により、次のとおり医療法人の設立の認可を受けたいので、申請します。

1 名 称 (ふりがな)

2 主たる事務所の所在地

3 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び開設場所

4 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の開設以外の業務を併せて行う場合は、その業務の概要

社団医療法人の定款例	備考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 名称及び事務所</p> <p>(名称) 第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 本社は事務所を神奈川県〇〇市〇〇町〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 本社は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 〇〇診療所 神奈川県〇〇市〇〇町〇番地</p> <p style="text-align: center;">第3章 基金</p> <p>(募集) 第5条 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>(返還義務) 第6条 本社は、基金の拠出者に対して、本社と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。</p> <p>(返還手続き) 第7条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。 2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。 (1) 基金（代替基金を含む。）</p>	<p>・複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めてください。</p> <p>・ビルの一室を事務所とする場合は、階数（フロアの一部を使用する場合は部屋番号、区画名等）まで定めてください。（ビル名も定めることが望ましい。）</p> <p>・複数の診療所を開設する場合は、すべてこれを記載してください。また、開設する診療所が1箇所の場合は第2条の事務所と所在地は原則として同じにしてください。</p> <p>・ビルの一室を診療所とする場合は、階数（フロアの一部を使用する場合は部屋番号、区画名等）まで定めてください。（ビル名も定めることが望ましい。）</p> <p>・取り崩すことができない科目をすべて掲げてください。</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>(2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額</p> <p>3 前項の規定に違反して本社団が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社団に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の責任を負わない。</p> <p>5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社団の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社団に対して返還することを請求することができる。</p> <p>(返還に係る債権)</p> <p>第8条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。</p> <p>(代替基金)</p> <p>第9条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。</p> <p>2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第10条 本社団の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 事業に伴う収入</p> <p>(4) その他の収入</p> <p>2 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第11条 本社団の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第12条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。</p> <p>(予算の議決)</p> <p>第13条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p>	<p>・土地・建物等を拠出（寄附）される場合は、これを基本財産とすることが望まれます。この場合、定款に基本財産の条項を挿入する必要があります。</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>(会計年度)</p> <p>第14条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(決算の承認)</p> <p>第15条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を<u>神奈川県知事</u>に届け出なければならない。</p> <p>(剰余金の処分)</p> <p>第16条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。</p>	<p>・任意に1年間を定めても差し支えありません。 (法第53条参照)</p> <p>・下線部、又は〇〇市長、以下同じ。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 社員</p> <p>(社員資格の取得)</p> <p>第17条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>(社員資格の喪失)</p> <p>第18条 社員は、次に掲げる事由によりその資格を失う。</p> <p>(1) 除名</p> <p>(2) 死亡</p> <p>(3) 退社</p> <p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>(退社)</p> <p>第19条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、<u>(理事長に届け出て、社員総会の承認を得て)</u>退社することができる。</p>	<p>・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えありません。</p> <p>・()内の下線部はその直前の文言に代えて、選択できる内容です。以下同じ。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 社員総会</p> <p>(会議の開催)</p> <p>第20条 理事長は、定時社員総会を、毎年2回、〇月及び〇月に開催する。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集す</p>	<p>・定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年2回以上開催します。</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>ることができる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>(議長の選任)</p> <p>第21条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。</p> <p>(議決事項)</p> <p>第22条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</p> <p>(3) 収支予算及び決算の決定又は変更</p> <p>(4) 重要な資産の処分</p> <p>(5) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(6) 社員の入社及び除名</p> <p>(7) 本団体の解散</p> <p>(8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定</p> <p>2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。</p> <p>(議決の方法)</p> <p>第23条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</p> <p>2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p> <p>(議決権及び選挙権)</p> <p>第24条 社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>(書面議決及び代理人)</p> <p>第25条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p>3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>(議決権のない場合)</p> <p>第26条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該</p>	<p>・ 5分の1を下回る割合を定めることも可能です。</p> <p>・ 招集の通知は、定款で定めた方法により行います。書面のほか電子的方法によることも可能です。</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 27 条 社員総会の議事については、次の事項の内容を記載(又は記録)した議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 社員の現在数及び氏名</p> <p>(3) 出席社員の数及び氏名</p> <p>(4) 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する社員があるときは、当該社員の氏名</p> <p>(6) 出席した理事又は監事の氏名</p> <p>(7) 議長の氏名</p> <p>(8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>(9) その他法令で定める事項</p> <p>2 議事録には議長及び議事録署名人が、署名(若しくは記名押印又は電子署名)する。ただし、議事録署名人は、社員総会において出席社員のうちから選出する。</p> <p>(細則)</p> <p>第 28 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 役員</p> <p>(役員の種類及び定数)</p> <p>第 29 条 本社団に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 3 名以上 5 名以内 うち 理事長 1 名</p> <p>(2) 監事 1 名</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第 30 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。</p> <p>3 本社団の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、神奈川県知事の認可を受けた場合はこの限りではない。</p> <p>4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>5 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。</p> <p>(役員職務及び権限)</p> <p>第 31 条 理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 理事長は、本社団の業務を執行し、</p>	<p>・社員総会の議事録は、電磁的記録によって作成することも可能です。(法施行規則第 31 条の 3 の 2、第 31 条 3 の 3 及び第 31 条 3 の 4 参照)</p> <p>・議事録を紙で作成・保管する場合は、第 1 項を「記載」としてください。電磁的記録によって作成・保管する場合は「記録」としてください。</p> <p>・電子署名：法施行規則第 31 条の 5 の 5 参照</p> <p>・議事録を紙で作成・保管する場合は、第 2 項を「署名」か「記名押印」のいずれかとしてください。電磁的記録によって作成・保管する場合は「電子署名」としてください。</p> <p>・役員は、理事 3 名以上及び監事 1 名以上を置くことが原則です。(法第 46 条の 5 第 1 項)</p> <p>・理事の職への再任を妨げるものではありません。</p>

社団医療法人の定款例	備 考
<p>(例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本社の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを神奈川県知事、社員総会又は理事会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</p> <p>(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。</p> <p>5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第32条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、第29条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第33条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。</p> <p>(役員報酬等)</p> <p>第34条 役員報酬等は、</p> <p>(例1) 社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。</p> <p>(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</p> <p>(例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</p> <p>(競争及び利益相反取引の制限)</p> <p>第35条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない</p>	<p>・この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできません。</p> <p>・3分の2を上回る割合を定めることもできます。</p> <p>・役員報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要があります。</p> <p>・定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えありません。</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>ない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本社との取引</p> <p>(3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(責任の一部免除又は限定)</p> <p>第36条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</p> <p>2 本社は、非理事長理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該非理事長理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(職務)</p> <p>第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 理事長の選出及び解職</p> <p>(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定</p> <p>(5) 多額の借財の決定</p> <p>(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定</p> <p>(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定</p> <p>(招集)</p> <p>第39条 理事会は、</p> <p>(例1) 各理事が招集する。</p> <p>(例2) 理事長(又は理事会で定める理事)が招集する。この場合、理事長(又は理事会で定める理事)が欠けたとき又は理事長(理事会で定める理事)に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>2 理事長(又は理事会で定める理事、又は各理事)は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</p> <p>3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</p>	<p>ただし、監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定めます。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではありません。</p> <p>・本条を規定するか否かは任意です。</p> <p>・原則、各理事が理事会を招集しますが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができます。</p> <p>・1週を下回る期間を定めることもできます。</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>(議長)</p> <p>第40条 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>(理事会の決議)</p> <p>第41条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第42条 理事会の議事については、次の事項の内容を記載(又は記録)した議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 理事及び監事の現在数及び氏名</p> <p>(3) 出席した理事及び監事の数及び氏名</p> <p>(4) 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名</p> <p>(6) 議長の氏名</p> <p>(7) その他法令で定める事項</p> <p>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名(若しくは記名押印又は電子署名)する。</p> <p>(細則)</p> <p>第43条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第9章 定款の変更</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第44条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、神奈川県知事の認可を受けなければ変更することができない。</p> <p style="text-align: center;">第10章 解散、合併及び分割</p> <p>(解散)</p> <p>第45条 本社は、次の事由によって解散する。</p> <p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(2) 社員総会の決議</p> <p>(3) 第4条に掲げる診療所のすべてを廃止したとき</p> <p>(4) 他の医療法人との合併</p> <p>(5) 社員の欠亡</p>	<p>・過半数を上回る割合を定めることもできます。</p> <p>・本項を規定するか否かは任意です。</p> <p>・理事会の議事録は、電磁的記録によって作成することも可能です。(法施行規則第31条の5の4及び第31条の5の5参照)</p> <p>・議事録を紙で作成・保管する場合は、第1項を「記載」としてください。電磁的記録によって作成・保管する場合は「記録」としてください。</p> <p>・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可能です。</p> <p>・議事録を紙で作成・保管する場合は、第2項を「署名」か「記名押印」のいずれかとしてください。電磁的記録によって作成・保管する場合は「電子署名」としてください。</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>(6) 破産手続開始の決定 (7) 設立認可の取消し</p> <p>2 本社は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。</p> <p>3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、神奈川県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>4 第1項第4号又は第6号の事由によって本会社が解散した場合には、神奈川県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(清算人)</p> <p>第46条 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。</p> <p>2 清算人は、前条第1項第3号又は第5号の事由によって本会社が解散した場合には、神奈川県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <p>(1) 現務の終了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し</p> <p>(残余財産)</p> <p>第47条 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</p> <p>(1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者 (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。) (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの</p> <p>(合併)</p> <p>第48条 本社は、総社員の同意があるときは、神奈川県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。</p> <p>(分割)</p> <p>第49条 本社は、総社員の同意があるときは、神奈川県知事の認可を得て、分割することができる。</p> <p>第11章 雑 則</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第50条 本会社の公告は、</p>	

社団医療法人の定款例	備考
<p>(例1) 官報に掲載する方法によって行う。</p> <p>(例2) 法令に定めがある場合を除き、〇〇新聞に掲載する方法によって行う。</p> <p>(例3) 法令に定めがある場合を除き、電子公告(ホームページ)によって行う。</p> <p>(例3の場合)</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報(又は〇〇新聞)に掲載する方法によって行う。</p> <p>(他法との関係)</p> <p>第51条 この定款に定めがない事項については、医療法、民法その他の法令による。</p> <p>(施行細則)</p> <p>第52条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 本団設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理事長 ○ ○ ○ ○</p> <p>理 事 △ △ △ △</p> <p>同 △ △ ○ ○</p> <p>監 事 □ □ □ □</p> <p>第2条 本団の最初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立の日から〇年〇月〇日までとする。</p> <p>第3条 本団設立当初の役員の任期は、第32条第1項の規定にかかわらず、〇年〇月〇日までとする。</p>	<p>・法第44条第4項参照。</p> <p>・設立の日から1年以内の日付を設定してください。</p> <p>・設立の日から2年以内の日付を設定してください。</p>

設立趣意書

- 1 開設からの発展経過（理事長の履歴書との整合性に注意し、文章化する。）
 - ・ 診療所の開設年月
 - ・ 開設当時の外来患者数（一日平均）
 - ・ 現在の外来患者数（一日平均）
 - ・ 入院設備があれば病床数及び現在の入院患者数等について記載する。
- 2 法人の設立意図（文章化する。また、医師会への加入や公的活動があればその内容も記載。）
（例）
 - ・ ○○学校の学校医、予防接種、○○休日急患診療所の運営等の公的活動を通じて地域医療に貢献してきた。
 - ・ 今後もこれらを続けるとともに、医業と家計の分離を図り経営の近代化を目的として法人化する。
 - ・ 法人の名称の由来
 - ・ （診療所の名称を変更する場合）診療所の名称の由来
- 3 事業内容（開設しようとする診療所の概要との整合性に注意）
（例）

従業者数	医師（常勤）	2人、	看護師（非常勤）	2人
	准看護師（常勤）	1人、	事務員（常勤）	2人
診療科目	○○科、△△科			
診療日	月曜日～土曜日			
- 4 事業計画
初年度（○年○月○日～○年○月○日）
（例）○月に常勤看護師を○名雇用し、診療体制を強化する。
次年度（○年○月○日～○年○月○日）
（例）エックス線装置○台を更新する。更新に要する費用は、○○万円を予定している。
- 5 当診療所において○年○月○日開催の設立総会において次の事項を確認して医療法人設立に賛同する。
 - ①医療法人設立趣旨承認
 - ②社員確認
 - ③定款承認
 - ④拠出（寄附）申込み及び設立時の財産目録承認
 - ⑤役員及び管理者選任
 - ⑥設立代表者選任
 - ⑦本法人の開設する診療所の建物を賃借する契約の承認
 - ⑧本法人の使用する医療機器等のリース契約引継の承認
 - ⑨初年度及び次年度の事業計画案並びにこれに伴う収支予算案承認

年 月 日 （設立総会開催年月日とすること）
医療法人○○会 設立代表者 ○○○○

注：事業計画は、設立後2（3）年間の事業計画の内容を要約して記載すること。

設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録
(年 月 日現在)

- | | |
|---------|---|
| 1. 資産額 | 円 |
| 2. 負債額 | 円 |
| 3. 純資産額 | 円 |

(内訳)

科 目	金 額 (単位:円)
A. 基本財産 土地 建物 その他	
B. 通常財産 流動資産 預 金 医業未収金 医 薬 品 その他の流動資産 有形固定資産 土 地 建 物 医療用器械備品 車両船舶 その他の有形固定資産 無形固定資産 電話加入権 その他の無形固定資産 その他資産 保証金 (土地)	
C. 資産合計 (A + B)	
D. 負債合計	
E. 純資産額 (C - D)	

注：科目欄は、必要に応じて加除すること。

設立時の財産目録の明細書

A. 基本財産

土地

所在地	面積	評価額	拠出(寄附)者氏名
	m ²	円	

※ 不動産の鑑定書を添付すること。

建物

所在地	延面積	評価額	拠出(寄附)者氏名
	m ²	円	

※ 不動産の鑑定書を添付すること。

B. 通常財産

預金

預金先	種類	口数	金額	拠出(寄附)者氏名
〇〇銀行〇〇支店	普通預金	1	円	
△△銀行△△支店	定期預金	1	円	
小計		2	円	

※ 銀行等の預金残高証明を添付すること。(拠出(寄附)額以上の残高があれば可)

医業未収金

種類	月分	評価額	拠出(寄附)者氏名
社会保険診療報酬	〇月分	円	
〃	△月分	円	
国民健康保険診療報酬	〇月分	円	
〃	△月分	円	
小計		円	

※ 銀行等への振込通知書の写しを添付すること。

※ 対象月は、財産目録の作成時点の該当月(及びその前月)とすること。

医薬品等

品名	規格数量	評価額	拠出(寄附)者氏名
医薬品	(別紙明細)	円	
診療材料		円	
小計		円	

医療用器械備品

品名	規格数量	評価額	拠出(寄附)者氏名
エックス線装置	1	円	
電気メス	1	円	
小計	2	円	

※ 減価償却一覧表(固定資産台帳)、評価書を添付すること。

※ 品名は、減価償却一覧表(固定資産台帳)上の名称で統一すること。

車両船舶

品名	規格数量	評価額	抛(寄附)者氏名
		円	

※ 減価償却一覧表、評価書を添付すること。

※ 車両については、法人の業務の用に供し、原則として、駐車禁止除外指定等を受けたものであることとし、駐車禁止除外指定証、(車種、カーナンバーが確認できる)車両の写真、車検証の写しを添付すること。

電話加入権

局番	番号	評価額	抛(寄附)者氏名
		円	

その他

品名	規格数量	評価額	抛(寄附)者氏名
保証金(土地)		円	

※ その他の例としては敷金、保証金などが考えられる。預り証がある場合は添付すること。

また、必要に応じ評価書を添付すること。

(作成上の注意)

- 現金以外の財産の抛(寄附)について、詳細に記載すること。
(主な現物抛(寄附)財産の種類と評価額)
預金 残高証明の額の範囲
医業未収金 前年実績等からの推計値
医薬品、材料等 帳簿価額
不動産、借地権 不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書の額
建物(その付属設備を含む) 減価償却した簿価
医療用器械備品(その付属設備を含む) 減価償却した簿価
その他の器械備品(その付属設備を含む) 減価償却した簿価
電話加入権 時価
保証金等 契約書の金額
(契約書に償却に関する条項がある場合は償却後の金額)
- 2以上の施設を所有(開設)する場合は、それぞれの施設ごとに区分し、小計を付すこと。
- 有形固定資産(非償却資産を除く。)については、取得原価から減価償却累計額を控除した価額を評価額とすること。その際、各資産ごとに取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類を添付すること。(確定申告時に使用する電算様式を使用しても差し支えない。)
- 社団である医療法人を設立する際の現物抛(寄附)について、その価額の総額が5百万円以上の場合は、現物抛(寄附)財産の価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明(現物抛(寄附)財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。)が必要であること。

[記載例]

抛(寄附)額の合計は、XX,XXX,XXX円とする。
上記抛(寄附)金額は相当な金額であることを証明します。
年 月 日
職名 氏名

設立時の負債内訳書

(借入に係るもの)

借入先	借入年月日	借入額	借入金の使途		返済額	未返済額		1月当 返済額	拠出者
			拠出財産	その他		負債引継額	その他		
〇〇〇銀行 〇〇〇支店	年 月 日	〇〇〇円	エックス線装置 〇〇〇円	運転資金 〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	
		計	計	計	計	計	計	計	

※医療法人設立に際し引継ぐ借入金額の計算書(例)を添付すること。

※借入が複数ある場合は、借入ごとに本表を作成すること。

(リース物件に係るもの)

リース元	リース物件	規格数量	リース期間	取得価格相当額	既支払額	負債引継額	1月当 リース料	拠出者
〇〇〇リース株式会社	心電計 (型式)	1	年 月 日 ～ 年 月 日	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇〇円	〇〇円	
			計	計	計	計		

(作成上の注意)

1. 現物拠出(寄附)財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができること。ただし、運転資金に係る金銭拠出(寄附)に要した費用については、医療法人に引き継ぐことができないこと。

よって、借入金の一部を医療用器械備品等の取得に当たった場合は、未返済額を按分して引継ぎ可能な負債額を求めること。

(例) 未返済額900万円×医療用器械備品等の取得に当たった費用800万円/当初借入金1,000万円=引継ぎ可能な負債額720万円

また、当初借入金の全額を医療用器械備品等の取得に当たったが、その後借換えを行ったため、拠出(寄附)財産と未返済額との間に直接関係がなくなってしまう場合は、次の要領で引継ぎ可能な負債額を求めること。

(例) 当初1,000万円を借入れ、未返済額が600万円になった時点で、借換えを行い新規借入れ400万円を含め新たに1,000万円の借入れを起し、現在の未返済額が300万円である場合(借換え借入金のうち新規400万円は、運転資金に消費したものとする。)

借換え借入金未返済額300万円×当初借入金の未返済額600万円／借換え借入金1,000万円＝引継ぎ可能な負債額180万円

2. 負債額を証明するための添付書類としては、以下のものが考えられること。

<借入れに係わるもの>

- ・金銭消費貸借契約書
- ・返済計画書等の写し
- ・負債残高証明及び債務引継承認願（負債全額又は負債の一部を法人に引継ぐ場合）

<リース物件（ファイナンス・リース契約によるものに限る。）で、医療法人設立後、リース取引に係る会計基準による処理を行う場合>

- ・リース契約書等の写し
- ・負債残高証明及び債務引継承認願（リース物件を法人に引継ぐ場合）

3. 上記の添付書類は一般例として示したものであり、個々の負債の内容により、それを証する書類が異なることはあり得る。

4. 借入（リース）が複数ある場合は、借入（リース）の契約ごとに表を設けること。

5. 「拋出財産」及び「リース物件」の欄に記載する資産名は、減価償却一覧表（固定資産台帳）上の名称で統一すること。

医療法人設立に際し引継ぐ借入金額の計算書（例）（借入れに係わるもの）

① ○年○月○日に借入れた金額

〇〇銀行 □□支店	10,000,000円
計	10,000,000円

医療法人設立に際し抛出（寄附）する設備投資等に要した額

建 物（×年×月×日支出）	8,000,000円	（支払先（株）△△△）
保証金（△年△月△日支出）	5,000,000円	（支払先 ○○○○）
計	13,000,000円	

現在の借入金額	6,000,000円
計	6,000,000円

※医療法人設立に際し引継ぐ借入金額

$$13,000,000円 \div 10,000,000円 \times 100 = 130\% \rightarrow 100\%$$

$$6,000,000円 \times 100\% = \underline{\underline{6,000,000円}}$$

② ○年○月○日に借入れた金額

◎◎銀行 △△支店	2,100,000円
計	2,100,000円

医療法人設立に際し抛出（寄附）する設備投資等に要した額

超音波洗浄機（×年×月×日支出）	200,000円	（支払先(株)□□）
ユニット3台（△年△月△日支出）	1,000,000円	（支払先(株)◎◎◎◎）
計	1,200,000円	

現在の借入金額	1,000,000円
計	1,000,000円

※医療法人設立に際し引継ぐ借入金額

$$1,200,000円 \div 2,100,000円 \times 1,000,000円 = \underline{\underline{571,428円}}$$

- 注 1. 複数の借入がある場合は、それぞれについての引継額の合計が、全体の借入総額となる。
2. 支出日は、借入日より後の日付であること。
3. 借入金の借換えがある場合には、その借換え経過を証明する書類を添付すること。
4. 資産の名称は、減価償却一覧表（固定資産台帳）上の名称で統一すること。

(借入金を法人に引継ぐ場合の証明書例)

年 月 日

(金融機関名)

(代表者名) 殿

住 所

氏 名

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する △△△診療所は、このたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人○○会を設立し同法人が △△△診療所を開設することになりました。

つきましては、私が貴○○との間に締結した○年○月○日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務元金○○○円也（○年○月○日現在額金○○○円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立のうへは同法人に引継ぎたく、神奈川県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴○○のご証明及びご承認を得たくお願いします。

上記の件証明及び承認します。

年 月 日

所在地

金融機関名

代表者名

(作成上の注意)

この様式は参考であり、金融機関独自の様式を使用しても差し支えないこと。

借入金の一部のみを引き継ぐ場合は、「債務当初元金 円也のうち債務当初元金 円也及びこの債務から生ずる一切の債務」とする。この場合、引継ぎ可能な借入金の額は、44頁で確定した引継ぎ可能な借入金（負債引継額の欄）の額と一致する。

(リース物件を負債として引継ぐ場合の証明書例)

年 月 日

(リース会社名)

(代表者名) 殿

住 所

氏 名

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する △△△診療所は、このたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し、同法人が △△△診療所を開設することになりました。

つきましては、私が貴〇〇との間に締結した〇年〇月〇日付リース契約証書による債務元金 円也 (〇〇年〇〇月〇〇日現在額金 円也) 及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、神奈川県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴〇〇のご承認を得たくお願いします。

上記の件承認します。

年 月 日

所在地

リース会社名

代表者名

※ リース契約書は約款等も含めた書類一式の写し等を添付すること。

(リース契約を賃貸借契約として引継ぐ場合の証明書例)

年 月 日

(リース会社名)

(代表者名) 殿

住 所

氏 名

リ ー ス 契 約 引 継 承 認 願

私の開設する △△△診療所は、このたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人○○会を設立し、同法人が △△△診療所を開設することになりました。

つきましては、私が貴○○との間に締結した○年○月○日付リース契約書（契約番号○○○○）の賃借人の名義を、前記の法人設立のうへは同法人に引継ぎたく、神奈川県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴○○のご承認を得たくお願いします。

上記の件承認します。

年 月 日

所在地

リース会社名

代表者名

※ リース契約書は約款等も含めた書類一式の写し等を添付すること。

開設しようとする診療所の概要

名 称						
所 在 地			電 話	()	—	
所管保健所名						
診療科目						
病 床 数	床					
管 理 者	氏 名					
	医 籍 第 号 (年 月 日登録)					
職 員	職 種	現 員		職 種	現 員	
		常 勤	非常勤		常 勤	非常勤
	医 師 歯 科 医 師 看 護 師 准 看 護 師 歯 科 衛 生 士 看 護 補 助 者 薬 剤 師 栄 養 士 診療放射線技師 診療 X 線 技 師	人	人	臨 床 検 査 技 師 衛 生 検 査 技 師 歯 科 技 工 士 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 ・ ・ 事 務 員	人	人
		合 計		人	人	
診 療 日	月曜日～土曜日					
診 療 時 間	月～金 ○時から○時まで ○時から○時まで 土 ○時から○時まで					
非 常 勤 医 師 の 勤 務 状 況	○○○○ (内科、小児科) 月 ○時から○時まで □□□□ (宿直) 火、木 ○時から○時まで					

- 注 1. 現員欄は、常勤と非常勤、職種別に分けて記入すること。
 2. 次の書類を添付すること。
 (1) 周辺の概略図
 (2) 診療所の敷地図 (ビルの一室で開設する場合はフロアの平面図)
 (3) 診療所の平面図
 3. 療養病床を有しない診療所は、この様式による。
 4. 土地、建物を賃貸借する場合は下記の書類
 (1) 賃貸借契約書 (写し)
 (2) 覚書…従来個人で契約している不動産を、法人が引き続き賃借する場合
 (3) 不動産登記の登記事項証明書
 (4) 不動産を法人関係者から賃借する場合は賃借料の算出根拠資料を添付
 5. 診療時間に昼休憩が含まれる場合は午前と午後の診療時間を分けて記載すること。

(病院、療養病床を有する診療所の概要記載例)

開設しようとする診療所(病院)の概要

名 称						
所 在 地				電 話	() -	
所管保健所名						
診療科目						
病 床 数	床					
管 理 者	氏 名					
	医 籍 第 号 (年 月 日登録)					
職 員	職 種	定 員	現 員	職 種	定 員	現 員
	医 師 歯 科 医 師 看 護 師 准 看 護 師 歯 科 衛 生 士 看 護 補 助 者 薬 剤 師 栄 養 士 診療放射線技師 診療 X 線技師 臨床検査技師 衛生検査技師	人	常勤 非 常勤 人	歯 科 技 工 士 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 ・ ・ ・ ・ 事 務 員 労 務 員	人	常勤 非 常勤 人
	合 計					
敷 地	m ² (うち借地 m ²) (付近案内図及び平面図添付)					
建 物	延 m ² (構造、用途及び各室の面積を示す図面)					
	鉄筋コンクリート○階建 延 m ² (外来、管理棟)					
	① 診 療 室	○室				m ²
	内 科					m ²
	外 科					m ²
	○ ○ 科					m ²
	② 処 置 室					m ²
	内 科					m ²
	外 科					m ²
	○ ○ 科					m ²
	③ 調 剤 室					m ²
	④ 手 術 室					m ²

(建物等不動産賃貸借契約を引き継ぐ場合の覚書の例)

覚 書

(記入例)

〇〇不動産(以下「甲」という。)と、〇〇 〇〇(以下「乙」という。)は、甲乙間で締結した〇〇年〇〇月〇〇日付け賃貸借契約書(以下「契約書」という。)の乙の表示に関し下記のとおり取り決めた。

記

契約書における乙の表示は、乙が神奈川県知事に申請中の医療法人の設立が登記された日をもって「医療法人〇〇会」(理事長(氏 名)、(法人の住所))と読み替える。

賃貸借契約期間終了後も、契約を更新し、診療を継続できるよう努める。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、当事者各1通を所持する。

年 月 日

甲 住 所
会社名
代表者名

乙 住 所(自宅の住所)
医療法人〇〇会
設立代表者

(作成上の注意)

1. 下記の2つの要素を満たすものであれば、「不動産賃貸借契約引継承認書」「念書」「確認書」等その様式、形態を問わないこと。
 - ・賃貸人を個人から法人に引き継ぐための「読替の特約」
 - ・長期間にわたり賃貸借契約を継続することの保証
2. 貸主が複数である場合には、甲欄を連名で作成するか、貸主ごとに作成するかいずれかの方法で構わないこと。
3. 改めて賃貸借不動産契約を締結する場合は、上記1.の2つの要素を満たす内容で、設立代表者として契約を締結すること。

(設立しようとする医療法人と医療法人の役員等が不動産賃貸借契約を締結する場合)

近傍類似について

	所在地	月額賃料(A)	延べ床面積(B)	m ² 当たりの単価 (A)／(B)
当該物件		円	m ²	円
参考物件 1				
参考物件 2				
参考物件 3				

添付書類

1. 当該物件と参考物件の位置関係が分かる明細地図等（当該物件と参考物件をラインマーカーで明示すること。）
2. 参考物件の根拠資料（住宅情報誌の写）

注 1. 参考物件は当該物件と同じ最寄り駅の物件から選定すること。

2. 月額賃料（A）には、管理費や共益費等、毎月の支出が見込まれる費用も合計した額を記載すること。また、税込の額で統一すること。

年 月 日

医療法人〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇〇 殿

氏 名 (印)

管理者就任承諾書

年 月 日開催の医療法人〇〇会の設立総会において、医療法人〇〇会が開設しようとする△△△診療所の管理者に選任され、その就任を承諾します。

注：医師免許証の写しを添付すること。(保健所の原本証明は不要)

年 月 日

医療法人〇〇会
設立代表者 〇〇〇〇〇 殿

理事長	印
理事	印
監事	印

役員就任承諾書

私達は医療法人〇〇会設立のうえは、それぞれ頭書の職名のとおり役員に就任することを承諾します。

注：履歴書を添付すること。

履 歴 書

現 住 所

ふ り が な
氏 名

生年月日

学 歴 (概ね高校以上)

医師（歯科医師）については医師（歯科医師）免許証番号、登録年月日を記載すること。
その他の有資格者についても、免許証番号、登録年月日を記載すること。

職 歴

(できるだけ詳細に記入し、開設・経営上利害関係のある営利法人等の役職員を兼務する場合は、その法人名及び役職についても記入すること。)

賞 罰 (ない場合はなしと記入すること。)

以上のとおり相違なく、医療法人の役員としての欠格事由には該当しません。

年 月 日

氏 名

印

- 注 1. 設立者及び役員全員が作成すること。
2. 他の医療法人及び営利法人の役員の職についている場合は必ず職歴欄に記載すること。
 3. 印鑑登録証明書を添付すること。
 4. 現住所は印鑑登録証明書と同じ表記にすること。
 5. 開設・経営上利害関係にある営利法人の役員等の役職員を兼務する場合は、兼務する営利法人等の規模が確認できる書類（役員名簿等）を添付すること。
 6. 社員又は役員のみ就任する場合であっても、履歴書及び印鑑登録証明書を提出すること。
 7. 学歴、職歴に空白期間がある場合は、「令和〇年〇月～令和〇年〇月 就学（就業）準備期間」のように記載すること。

役員及び社員の名簿

(年 月 日現在)

役員名	氏名		生年月日	住所	職業	拠出額 (寄附)	理事長との関係
		理事長					
	理事						
	〃						
	〃						
	〃						
	監事						
	計	名	—	—	—	円	—
社員名							
	計	名				円	

(作成上の注意)

1. 設立総会時点（設立総会日付）で作成すること。
2. 財団である医療法人については、社員名欄を評議員に変えて記載すること。
3. 拠出(寄附)額は、純資産額を記載すること。
4. 社員は3名以上とすること。
5. 監事は開設しようとする診療所の職員や役員の親族以外の者とすること。

委 任 状

私達は、(住所) (氏名) を医療法人
〇〇会の設立代表者に選任し、本社の設立に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

住 所	
氏 名	①
住 所	
氏 名	①
住 所	
氏 名	①
住 所	
氏 名	①
住 所	
氏 名	①
住 所	
氏 名	①

注：被選任者を除いて設立者全員が記名押印すること。

医療法人〇〇会設立総会議事録

- 1 日 時 年 月 日 時 分～ 時 分
- 2 場 所 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇〇〇〇 に於いて
- 3 出席者の住所及び氏名
- 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇 〇〇
- 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇 〇〇
- ：
- 〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地 〇〇 〇〇

4 議 事

医療法人〇〇会を設立するため、上記のとおり設立者全員が出席した。議長を選出すべく、全員で互選したところ〇〇〇〇が選ばれ、本人はこれを承諾し議長席につき、〇時〇分開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 医療法人設立趣旨承認の件

設立者□□□□は発言し、本法人設立の趣旨を別紙「医療法人〇〇会設立趣意書」案のとおり述べた。

議長は、本趣旨の承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 社員確認の件

議長は発言し、本法人が神奈川県知事の認可を受けて設立されたときは、本設立総会に出席した設立者全員が本法人の社員となることを述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第3号議案 定款承認の件

議長は、本法人の定款案を朗読し、全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第4号議案 拠出(寄附)申込み及び設立時の財産目録承認の件

議長は発言し、本法人設立の資産とするため、拠出(寄附)を受けたい旨を述べたところ、設立者のうちから次のとおり拠出(寄附)したい旨の申込みがあった。

(氏 名)	建 物	(拠出(寄附)金額)	円
	預 金		円
	医 薬 品		円
	機 械 器 具		円

(氏名)	預金	円
(氏名)	預金	円
	合計	円

(※以下、拠出金に関する事項については、寄附の場合は記載不要。)

また、□□□□は発言し、当該拠出金に関し、次のように述べた。

拠出金は医療法人〇〇会設立認可後〇〇年間（概ね5年間以上、10年間以内）が経過した後、拠出者に返還するものであり、金銭以外の資産に係る拠出金の返還については、拠出時における当該資産の価格をもって返還すること。

医療法人が解散した場合には、他の債務の弁済後でなければ拠出金を返還することができないこと。

拠出金は利子を付して返還しないこと。

また、□□□□は発言し、建物の建設資金として〇〇銀行から借入金があり現在〇〇円の借入残金があるが、建物を拠出(寄附)するに際し、この残金の返済を債権者の承認を得て設立する法人に引継ぎたいと述べた。

また、〇〇リース会社からのファイナンス・リース契約によるリース物件である医療用器械器具があり現在〇〇円のリース料が残金となっているが、法人設立の際はリース取引に係る会計基準を採用することとし、この残金の支払いを債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

議長は、前記の拠出(寄附)金及び債務引継の件について全員に諮ったところ、一同これを確認し、設立時の負債金額を金〇〇円とすることを承認した。

議長は発言し、この結果本法人設立時の純資産額は、金〇〇〇円とし、その財産目録は別紙のようになると示したところ、一同これを承認し、本案は可決された。

第5号議案 役員及び管理者の選任の件

議長は発言し、第3号議案で可決した定款に規定されているところに従い、本法人の役員及び管理者を選任したい旨を述べ、設立者間で協議したところ次のように選任された。

理事 ○ ○ ○ ○ (△△△診療所管理者)

同 △ △ △ △

同 △ △ ○ ○

監事 □ □ □ □

選任された者は、各自この就任を承諾した。

ついで議長は、理事長を選任したい旨を述べ、理事に決定した者の内から、次のように互選された。

理事長 ○ ○ ○ ○

選任された者は、この就任を承諾した。

第6号議案 設立代表者の選任の件

議長は発言し、医療法人の設立は、原則として設立者全員の連署で神奈川県知事に申請することとなっているが、ここで設立代表者を1名選任し、設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、一同これに賛成したので、設立代表者を互選したところ、次の者が選任された。

設立代表者 ○ ○ ○ ○

選任された者は、これを承諾した。

第7号議案 本法人の開設する（診療所名を入れる）の建物を賃借する契約の承認の件

議長は発言し、現在、設立者□□□□氏が個人で開設している△△△診療所の建物○○㎡を賃借しているので、本法人を設立するに際し、所有者と本法人設立代表者とが覚書を締結する必要があることを述べ、覚書案を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

第8号議案 本法人の使用する医療機器等のリース契約引継の承認の件

議長は発言し、現在、○○リース会社と診療所で使用する医療用器械備品についてリース契約を締結しているが、本法人を設立するに際し、現在の契約を継続し賃借人の名義を変更する必要があることを述べ、リース契約承認願案を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

第9号議案 ○年度及び○年度の事業計画案並びに収支予算案承認の件

議長は発言し、○年度及び○年度の事業計画案並びにこれに伴う収支予算案を一同に示すとともに詳細に説明をした。

また、役員報酬を次のとおり、令和○年度は、

理事長 円

理事 円

.....

令和○年度は、

理事長 円

理事 円

.....

支給することとしたい旨を述べ、承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

以上をもって医療法人○○会の設立に関するすべての議事を終了したので議長は閉会を宣

した。

本日の決議を確認するため、設立者全員が記名押印する。

設 立 者	○ ○ ○ ○	印
同	△ △ △ △	印
同	△ △ ○ ○	印
同	□ □ □ □	印

- 注 1. 本議事録は参考例であるので、これに準じて議事の経過の概要及び結果を明確に記載すること。
2. 役員は理事 3 人以上、監事 1 人以上とすること。
 3. 理事の中には原則として法人の開設する医療施設の管理者を全て入れること。
 4. 本申請の際は設立者全員の割印が必要となる。

設立後 2 (3) 年間の事業計画

初年度 (年 月 日 ~ 年 月 日)

次年度 (年 月 日 ~ 年 月 日)

- 注 1. 当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込等該当するものを箇条書きにすること。
2. この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。
3. 設立趣意書の事業計画と齟齬が無いようにすること。
4. 初年度の実期間が 6 箇月未満の場合には、次々年度分の事業計画を加え、表題を「設立後 3 年間の事業計画」に修正すること。予算書についても同様に作成すること。
5. 本資料及び予算関係書類に詳細な記載のない診療所移転・増設は、原則として、事業計画に記載した期間が経過するまでは認められないこと。

設立後 2 (3) 年間の予算書

(支出予算額総括表)

(単位：千円)

科 目	初年度 (箇月)	次年度	次々年度	対医業収入比 (%)		
				初年度	次年度	次々年度
医 業 収 入 入 院 収 入 外 来 収 入 文 書 料 そ の 他 医 業 外 収 入 借 入 金 抛 出 金 等 前年度繰越金				100.0	100.0	100.0
計				X	X	X

(支出予算額総括表)

(単位：千円)

科 目	初年度 (箇月)	次年度	次々年度	対医業収入比 (%)		
				初年度	次年度	次々年度
医 業 費 用 医 業 外 費 用 施 設 整 備 費 施 設 整 備 費 医 療 機 器 購 入 費 借 入 金 (元 金) 返 済 法 人 税 等 翌 年 度 繰 越 金						
計				X	X	X

(運転資金)

(単位：千円)

必 要 額	準 備 額	内 訳	抛出金等
			窓口収入

(作成上の注意)

1. 事業計画書の内容と一致させること。
2. 対医業収入比欄には、各科目毎に各年度毎の医業収入比を記入すること。(小数点第2位四捨五入)
3. 「抛出金等」は、財産目録(39頁)のうち、「預金」及び「医業未収金」を合算したものであること。
4. 法人税等(租税公課)は、発生主義に則って記載すること。
よって、実際の納税は翌年度になる場合であっても、税金相当額は初年度に計上すること。
5. 運転資金「準備額」は、「必要額」と同額かそれ以上であること。
6. 運転資金「必要額」の求め方
必要額＝初年度支出(医業費用＋医業外費用＋借入金(元金)返済)の2箇月分
7. 運転資金「準備額」の求め方
準備金＝現物抛出財産(預金＋医業未収金)＋窓口収入
8. 運転資金「窓口収入」の求め方
窓口収入＝初年度収入{自費収入＋(社会保険等収入の2割～3割)}の2箇月分

予算明細書

初（次）年度

	1日平均	1箇月平均	1年
入院患者数	人	人	人
外来患者数	人	人	人

注1. 入院患者数（1年）＝入院患者数（1日平均）×365（366）日とする。

2. 外来患者数（1年）＝外来患者数（1箇月平均）×12とする。

3. 初年度が1年に満たない場合は、実月数で計算する。

(収入)

科 目	金額 (千円)	内 容 説 明
医 業 収 入		
入院収入		
自費収入		平均 円×年間 人
社会保険等収入		平均 円×年間 人
室料差額収入		平均 円×年間 人
外来収入		
自費収入		平均 円×年間 人
社会保険等収入		平均 円×年間 人
文 書 料		診断書発行 円×年間 件等
そ の 他		集団検診料等
医 業 外 収 入		
受 取 利 息		預託金の利息
そ の 他		従業員などの給食収入等
借 入 金		銀行などからの借入金
抛 出 金 等		預金、医業未収金の合計
前年度繰越金		(次年度のみ)
計		

(作成上の注意)

1. 不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該収入を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
2. 内容説明欄において、入院・外来それぞれの自費患者数と社保患者数の合計が、「入院・外来患者数表」の1年間の患者数と一致すること。
3. 自賠法、労災法等による診療報酬は、自費収入に入れること。
4. 収入については、初年度は抛出金はあるが、次年度はこれがなく（抛出(寄附)があれば別）、代わりに前年度繰越金が入る。
5. 初年度、次年度の2年分作成すること。また、初年度が6箇月未満の場合は次々年度も作成すること。
6. 開設する医療施設ごとに収入内訳書を作成すること。

(支出)

科 目	金額 (千円)	内 容 説 明
医 業 費 用 給 与 費 職 員 給 与 退 職 給 与 引 当 金 法 定 福 利 費 役 員 報 酬 材 料 費 医 薬 品 費 給 食 用 材 料 費 診 療 材 料 費 医 療 消 耗 備 品 費 経 費 福 利 厚 生 費 旅 交 通 費 職 員 被 服 費 通 信 費 消 耗 品 費 会 議 費 光 熱 水 費 修 繕 費 賃 借 料 保 險 料 交 際 費 租 税 公 課 そ の 他 委 託 費 そ の 他 医 業 外 費 用 支 払 利 息 そ の 他 施 設 整 備 費 施 設 整 備 費 医 療 機 器 購 入 費 そ の 他 借 入 元 金 返 済 法 人 税 等 翌 年 度 繰 越 金		給与費内訳書の職員給与のとおり 給与費内訳書の役員報酬のとおり 福利施設負担額など法定外福利費 業務のための出張旅費 従業員に支給又は貸与する白衣等 電話料、郵便料金等 事務用品費等 諸会議費等 電気料、ガス料、水道料等 有形固定資産の修繕料 土地、建物等の賃借料 (月〇〇〇円×〇箇月) 火災保険料等 接待費及び慶弔など交際に要する費用 固定資産税等 検査、給食、寝具、医事、清掃、保守等の委託費 研究研修費、本部費等
計		

(作成上の注意)

1. 初年度、次年度の2年分作成すること。また、初年度が6箇月未満の場合は次々年度も作成すること。
2. 開設する医療施設ごとに支出内訳書を作成すること。

給与費内訳書

職員給与

(単位：千円)

職 種	常 勤 (名)	1人当り 月額給与	月 額 給与計	年 間 給与計	年間賞与	年間計
	非常勤 (名)					
	計 (名)					
医 師 (歯科医師)						
	計					
看 護 師						
	計					
准看護師						
	計					
薬 剤 師 臨床検査技師 診療放射線技師 等						
	計					
事 務 員						
	計					
そ の 他						
	計					
合 計						
	計					

役員報酬

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤 の別	年 間 報 酬 額
理事長	〇〇 〇〇		円
理 事	〇〇 〇〇		円
：	〇〇 〇〇		円
監 事	〇〇 〇〇		円
合 計			円

1. 施設の職員として勤務する者で、管理者（理事長）など役員報酬のみの支払者について職員数欄に人数のみを計上し、職員給与の表と役員報酬の表の間に「※常勤医師1名については、役員報酬から支払い。」などとコメントを記載すること。
2. 当該施設からの報酬額が0円の役員についても記載すること。
3. 開設する医療施設ごとに給与費内訳書を作成すること。

設立代表者の原本証明

次の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

- 1 負債残高証明及び債務引継承認書（リース物件引継を含む）
- 2 医師(歯科医師)免許証
- 3 不動産賃貸借契約書
- 4 その他

年 月 日

医療法人〇〇会

設立代表者 ○ ○ ○ ○



注1. 原本証明が必要な種類を加除すること。

2. 申請書の日付と同日付で作成すること。

V 認可後の手続き

・ 設立の手続き

認可書を受領するのみでは医療法人の設立にはならず、医療法人を設立するためには、次の手続きをすることが必要です。

- (1) 認可を受けた後、法務局に設立登記申請書を提出し、設立登記をしてください。
(医療法第 43 条第 1 項)

- (2) 登記完了後、遅滞なく医療法人登記事項届、法人の履歴事項全部証明書及び定款（※定款は原本証明が必要であり、割り印は不要です。）を神奈川県知事あてに提出してください。

- (3) 登記完了後、速やかに診療所開設許可申請書を提出し、入院設備を有する場合は病床設置許可申請書及び構造設備使用許可申請書を診療所所在地の保健所等に提出し、許可を受けてください。(医療法第 7 条、第 27 条)
なお、入院設備を有する場合は、他に手続きが必要な場合がありますので、各市等に事前にお問い合わせ下さい。

- (5) 開設届を診療所（病院）所在地の保健所に提出してください。(医療法施行令第 4 条の 2)

- (6) 保険医療機関の指定を受ける場合は関東信越厚生局神奈川事務所で手続きを行ってください。

- (7) 保険医療機関指定通知書を受領したのち、保険診療が開始となります。